

2010年4月2日

日綜（上海）投資コンサルティング有限公司

副総経理 呉 明憲

E-mail : meiken@jris.com.cn

URL : http://www.jris.com.cn

上海市浦东新区世紀大道100号

上海環球金融中心15楼62室

電話 : 021-5054-1677 fax : 021-5054-6122

**日本総研**

The Japan Research Institute, Limited グループ

外資研究開発センターによる購入設備の税額免除/還付に関する審査

2010年3月22日付で《商務部 財政部 海関総署 税務総局：外資研究開発センター購入設備の税額免除/還付資格の審査弁法に関する通知》¹が公布されました。同通知は《科学技術開発用品の輸入税収徴収免除暫定規定》（以下、44号文という）²、《財政部、税関総署、国家税務総局研究開発機構設備購入税収政策に関する通知》（以下、115号文という）³の関連規定に基づいて、外資研究開発センターが科学技術開発用品を輸入する際の輸入税収免除と国産設備購入に際しての増値税全額還付の関連事項について説明したものであります。

1. 外資研究開発センター設立申請について

115号文の中で2009年10月1日以降に設立される外資研究開発センターが満たすべき条件に関する記述がありますが、その具体的な審査方法は商務部が財政部、税関総署、国家税務総局と共同で別途制定するとされておりました。そして、本通知の中でこの点に関して言及しております。具体的には次のとおりです。

(1) 外資研究開発センターの審査批准

外資研究開発センターは商務主管部門より関連規定に照らし合わせて批准または確認されます。外資研究開発センター設立に関する手順は《對外貿易經濟合作部：外商投資が研究開發センターを設立することの関連問題に関する通知》⁴がベースとなります。

(2) 用語の定義

外資研究開発センターの申請に当たっての要件がありますが、その中で使用されている

¹ 商資発[2010]93号

² 財政部、税関総署、国税総局令[2007]44号

³ 財税[2009]115号

⁴ [2000]外経貿易資発第218号

用語の定義が本通知の中で以下のように行われています。

用語	内容
投資総額	外商投資企業批准証書に記載されている金額を基準とします。
研究総投入（設立後2年未満の非独立法人）	その所在する外商投資企業が最近二年以内に専門に研究開発センターの設立及び建設のために投入した資産を指し、もうじき投入され且つ購入契約を締結した資産を含みます。
研究開発経費の年間支出額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最近二年の研究開発経費の年間平均支出額を指します。 ・ 二期の完全な会計年度を満たさない場合、外資研究開発センター設立以来の任意の連続12ヶ月の実際の研究開発経費支出額に従って計算することができます。 ・ 現金と実物資産の投入は60%以上であること。

以上を踏まえて改めて外資研究開発センターが44号文を適用して輸入税収の徴収を免除する場合に満たす条件をご覧ください。

2009年9月30日以前設立	研究開発費用標準	① 新設で2年未満の外資研究開発センターで独立法人としての場合、その投資総額は500万ドル以上。会社に付設された部門または分公司としての場合、その研究開発総投入額は500万ドル以上。 ② 設立から2年以上の外資研究開発センターについては、企業の研究開発経費の年支出額は1000万元以上。
	専門研究職、テストリサーチ職	90人以上
	設立以来の購入設備原価の価格累計	1,000万元以上。
2009年10月1日以降設立	研究開発費用標準	独立法人としての場合、その投資総額は800万ドルを下回らない。会社に付設された部門または分公司の場合は、その研究開発総投入は800万ドルを下回らない。
	専門研究職、テストリサーチ職	150人以上
	設立以来の購入設備原価の価格累計	2,000万元以上。

(3) 研究とテストリサーチに専従する人員

研究とテストリサーチに専従する人員に対しては以下の要求があります。

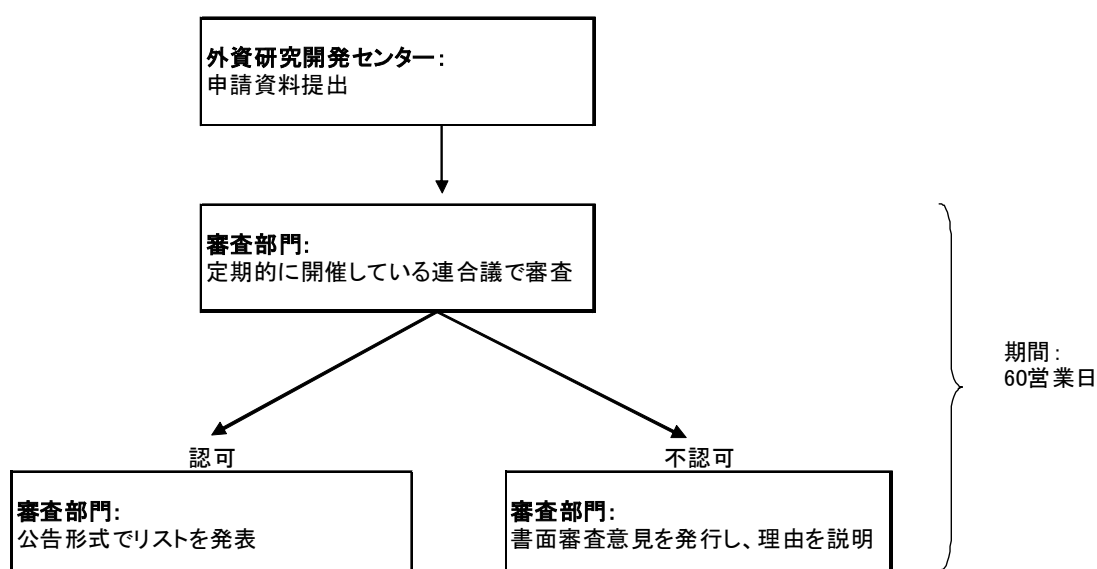
- ① 企業科学技術人員の中で基礎研究、応用研究及びテストリサーチの三種類の活動に専従する人員であること。
- ② 直接上述の三種のプロジェクト活動に参加する人員及び関連する専従科学技術管理人員とプロジェクトのために資料文献、材料供給、設備を提供する人員であること。
- ③ 上述人員は外資研究開発センターまたはその所在する外商投資企業で1年以上の労働契約を締結していること。

(4) 購入設備原価の累計

購入した設備原価の累計を計算する際には輸入設備と購入国産設備の原価を合算します。この中にはすでに購入契約を締結し、2010年末に納品する設備⁵を含めます。

2. 資格条件の審査

資格条件の審査フローは次のとおりになります。



⁵ 購入契約明細と納品期限を提出する必要があります。

一旦資格を取得したとしても、審査部門は二年ごとに税額免除/還付資格を獲得している外資研究開発センターに対して再審査を行います。そして、条件に当てはまらなくなった外資研究開発センターにはその税額免除/還付の優遇政策の資格が取り消されます。

3. 税額免除/還付資格取得申請にあたっての必要書類

外資研究開発センターが購入設備税額免除/還付資格を申請するにあたっての提出書類は次のとおりです。

- ① 研究開発センター購入設備税額免除/還付資格申請書と審査表
- ② 外商投資企業批准証書及び営業許可証コピー。外資研究開発センターが非独立法人である場合、その所在する外商投資企業の批准証書、営業許可証コピー及び外商投資研究センターの確認書類（商務主管部門が批准または発行した《国家が発展を奨励する外資プロジェクト確認書》）を提出しなければならない。
- ③ 資本金検査報告書及び前年度の監査報告コピー
- ④ 研究費用支出明細、設備購入設置支出明細とリスト及び第一条（二）、（五）で提出すべきと規定している資料。
- ⑤ 専任研究とテストリサーチの人員名簿（姓名、職業、労働契約期限、連絡方式を含む）。
- ⑥ 審査部門が提出を要求するその他の材料。

以 上

*弊社ウェブサイト(<http://www.jris.com.cn/>)でバックナンバーをご覧頂くことができます。

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎません。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的な手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。